

質 問	回 答
<p>保険料を削減することが可能になりますので、以下の特約適用の可否について教えてください。</p> <p>① 対物賠償酒気帯び等運転対象外特約 道路交通法に定める酒気を帯びた状態または、これに相当する状態でご契約のお車を運転している場合、「対物賠償」に限り保険免責とするもの</p> <p>② 対物賠償落下物取り片付け費用対象外特約 事故時の落下物の取り片付け費用の補償を対象外とすること</p>	<p>①②ともに特約を適用しません。</p>
<p>保険料を削減することが可能になりますので、以下の特約適用の可否について教えてください。</p> <p>公用車1,007台に適用します 対物賠償の補償範囲に関する特約 以下の条件に反した状態で事故が発生した場合、対物賠償保険に関しては保険免責となります（対人賠償は有責です）</p> <p>条件1 運転者が鹿児島県庁職員であり、かつ業務中運転に限る 条件2 業務中運転に限る（運転者の限定はしない）</p> <p>※ 条件1、条件2、どの適用が可能かご教示ください。</p>	<p>いずれも適用しません。</p>
<p>保険料を削減することが可能になりますので、以下の項目について教えてください。</p> <p>① ドライブレコーダーを導入していますか（1台でも可） （落札時には、代表的な機器、装置1種類の写真・メーカー名、製品名をご提供いただきます。）</p> <p>② アルコールチェッカーを所属に導入していますか （1台でも可） （落札時には、代表的な機器、装置1種類の写真・メーカー名、製品名をご提供いただきます。）</p> <p>③ 今後、事故実態に基づいた事故低減に向けての対話を保険会社と実施できますか。</p> <p>④ 保険の優良割引は毎年見直されます。保険会社作成のシミュレーションに基づく対話を実施できますか。</p>	<p>①導入している公用車はあります。</p> <p>②導入している所属はあります。</p> <p>③可能です。</p> <p>④可能です。</p>
<p>過去3年間における</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生件数（対人、対物別々に） ・損害賠償額（見込額含む。対人、対物別々に）を <p>年度ごとに示してください。</p>	<p>別表のとおりです。</p>

(別 表)

令和3年度 25件 (加害12件, 被害11件, 自損2件)

事故発生件数		左記のうち, 県側の損害賠償 件数及び賠償額	
対人	1	対人	対物
対物	20	1件	9件
対人・対物	4	28,494円	1,611,820円
合計	25		※見込含む

令和2年度 22件 (加害13件, 被害9件, 自損0件)

事故発生件数		左記のうち, 県側の損害賠償 件数及び賠償額	
対人	0	対人	対物
対物	20	0件	8件
対人・対物	2	—	1,380,224円
合計	22		

令和元年度 30件 (加害10件, 被害14件, 自損6件)

事故発生件数		左記のうち, 県側の損害賠償 件数及び賠償額	
対人	0	対人	対物
対物	25	1件	3件
対人・対物	5	282,131円	535,777円
合計	30		

注)

- 1 件数, 賠償額ともに事故発生日の属する年度で記載している
- 2 対人賠償金は, 自賠償保険で支払われた部分を除く
- 3 対物賠償金については, 任意保険による支払分を含む